

令和2年8月に海難審判所で言い渡された裁決17件が、ホームページに掲載されました(令和2年10月)

区分	地方海難審判所(函館1、仙台3、横浜2、神戸3、広島3、門司2、長崎1、那覇2) 17件21隻	
海難種類(件)	乗揚7、衝突4、死傷等3、衝突(単)2、転覆1	計17件
関係船舶(隻)	モーターボート7、漁船6、旅客船2、引船2、貨物船1、遊漁船1、遊覧船1、ヨット1	計21隻
死傷等(人)	死亡0、負傷7	計7人

上記のうち、神戸、門司両地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 阪神港神戸区で、旅客船と引船列とが衝突した事例

旅客船が右舷を対して航過できると思い、また、引船列が左舷を対して航過できると思って航行を続け、汽艇等に該当する引船列が旅客船の進路を避けなかった

② 福岡県地ノ島南方沖合で、モーターボートが浅所に乗り揚げた事例

発航前に水路調査を十分に行わず、地ノ島と鐘ノ岬とで挟まれた水域の浅所に接近して航行した

海難防止への
インフォメーション

① 旅客船A(3,651ト) 引船B(19ト)引船列 衝突事件

(汽艇等に該当する引船列が、旅客船の進路を避けなかった)

【海難概要】 夜間、阪神港神戸区において、出航する旅客船A(3,651ト,旅客274人・車両92台積載,15人乗組)の船首と、入航する引船B(19ト,1人乗組)引船列のえい航索とが衝突し、次いでA船右舷船首部とB船がえい航していたはしけC(37.5m, 作業員1人乗船)の左舷船首部とが衝突した

(航法の適用)

・阪神港神戸区は港則法の適用区域であり、同法第18条第1項により、汽艇等は、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない

※汽艇等とは、汽艇(総トン数20ト未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう

- ・A船：総トン数20トン以上で、航行中の動力船の法定灯火を表示しており、その外見からA船が汽艇等に該当しないことは容易に識別できたと認められる
- ・B船：総トン数20トン未満で、B船が表示する灯火のうち紅1灯を船長Aが視認して小型の船舶であることを認識していたことから、B船が汽艇等に該当することを識別できたと認められる
- ・汽艇等が他の物件等をえい航している場合でも、18条第1項の避航義務がある

《原因》

- B船引船列：汽艇等に該当するB船引船列が、汽艇等以外のA船の進路を避けなかった [主因]
- A船：警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作(機関を後進にかけて行きあしを止めるなど)をとらなかった [一因]

《背景》

- B船長：A船が神戸西航路の右側端寄りに向けて針路を転じたので、互いに左舷を対して航過できると思った
- A船長：B船が神戸西航路の東端付近に向けて針路を転じたので、互いに右舷を対して航過できると思った

【受審人】

《懲戒》

- (B船) 船長【本件海難審判開始の申立以後に死亡したため、受審人の指定が取り消された】
- (A船) 船長：三級海技士(航海) → 戒告

【発生日時】

平成31年3月9日
01時18分半少し前

【発生場所】

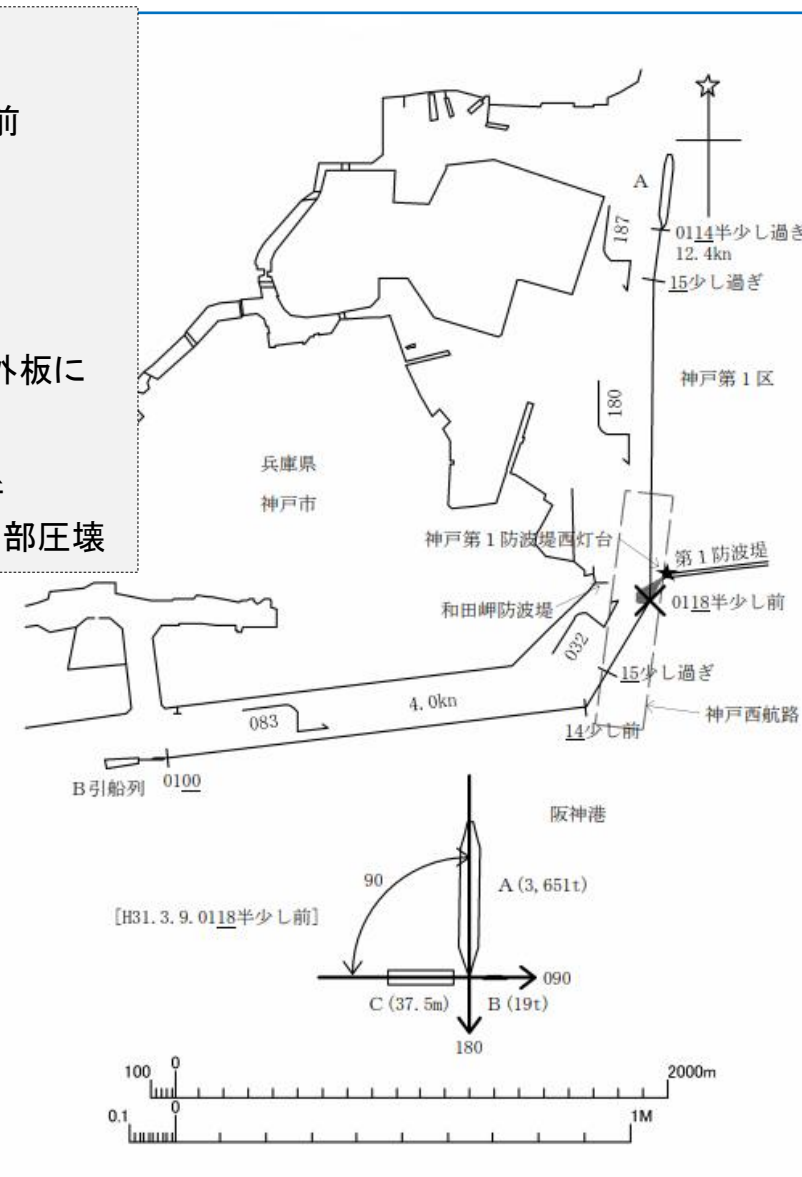
阪神港神戸区

【死傷者】

なし

【損傷等】

- A船：右舷船首部外板に擦過傷
- B船引船列：えい航索切断
- C船左舷船首部圧壊



海難防止への
インフォメーション

② モーターボートA(30t) 乗揚事件

(地ノ島と鐘ノ岬とで挟まれた水域の浅所に接近して航行した)

【海難概要】 福岡県地ノ島南方沖合において、熊本県宇土市から阪神港に向けて回航中のモーターボートA(30t, 2人乗組)が、同島と鐘ノ岬間の水域の浅所に乗り揚げ、推進器翼等に損傷を生じた

【発生日時】 平成31年4月13日 08時45分

【発生場所】 福岡県地ノ島南方沖合

【死傷者】 なし

【損傷等】 推進器翼割損、張出軸受曲損

《 関連情報 》

- ・船長は、阪神港尼崎西宮芦屋区で船舶検査を受けるため、船舶所有者から回航を委託されていた
- ・船長は、玄界灘を東航し、関門海峡を経由して瀬戸内海に入る計画としていた
- ・船長は、以前、大島北方沖合を航行したことも、GPSプロッターに浅所を表示させて倉良瀬戸を航行したことも失念したまま玄界灘を東行した

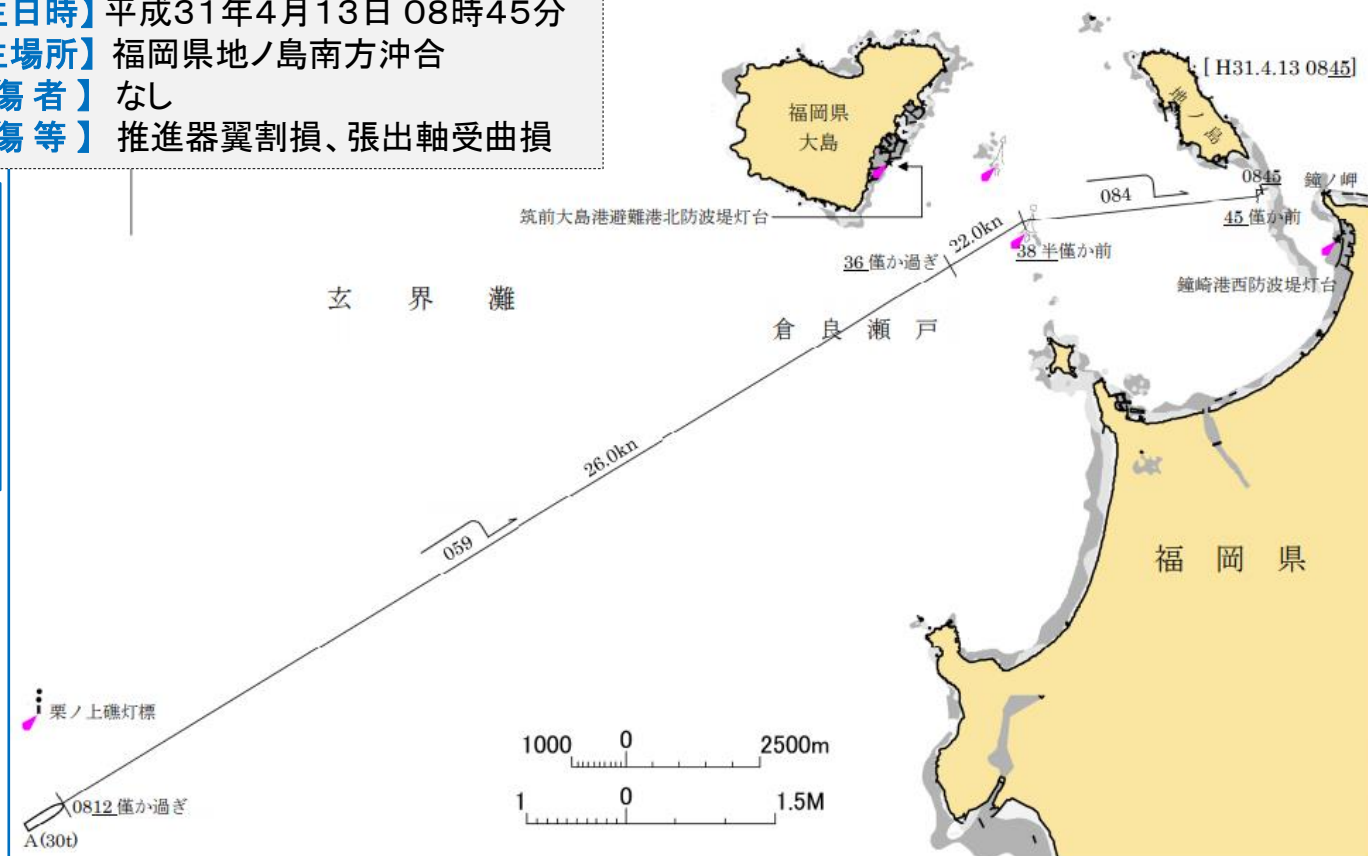
《 原因 》

A船: 回航する際、水路調査が不十分で、地ノ島南方沖合の浅所に接近した

- ・船長は、発航に先立ち、浅所の位置をGPSプロッターで確認した上で玄界灘の東行経路を検討するなど、水路調査を十分に行うべきであった

《 背景 》

船長は、狭水域に接近したところでGPSプロッターに浅所を表示すれば対応できると思っていたところ、以前の航行経験を失念したまま、一見して地ノ島と鐘ノ岬とで挟まれた水域が広いので安全に航行できると見込み、同水域に向けて針路を転じた



【受審人】

(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1箇月業務停止

《 懲戒 》

1箇月業務停止